

令和6年度

生徒募集要項

埼玉県立川越特別支援学校 川越たかしな分校

〒350-1137 川越市大字砂新田 2564 番地

TEL 049-238-8051

FAX 049-238-8052

1 募集人員

普通科 第1学年 16名

2 出願資格

出願資格は、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当する者としします。ただし、特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できません。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和6年度入学予定者及び中等教育学校前期課程から後期課程への令和6年度進級予定者は出願できません。

(1) 次のいずれかの条件を満たす者

ア 令和6年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

(2) 保護者とともに県内に居住している者

(3) 知的障害がある者（療育手帳を有する者若しくは知的障害である旨の医師の診断を受けた者）で、自力通学が可能な者

(4) 県外に居住する者で、本県への転居等の事情により埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校（以下「川越たかしな分校」という。）への入学を希望する者は、出願前に川越たかしな分校と相談する。

3 川越たかしな分校「学校教育目標」及び「目指す学校像」

(1) 学校教育目標

「社会の中で自信を持って共に生きる力を育てる」

(2) 目指す学校像

「生徒の可能性を広げ、未来をたくましく生きる力を育成する学校」

4 川越たかしな分校「求める生徒像」

基本的な生活習慣が確立されており、以下の要件を満たす生徒を求めています。

(1) 向上心があり、何事にも真剣に取り組む生徒

(2) 社会自立・職業自立に向けて、意欲的に学習に取り組む生徒

(3) 高等学校や地域との交流活動に積極的に取り組む生徒

5 通学区域

通学区域は、設けません。

6 出願手続

(1) 入学願書等の請求

ア 請求する書類等

入学志願者は、下記の書類を直接川越たかしな分校に請求してください。

- ① 入学願書（様式－高１－２）
- ② 令和６年度埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校を志願先とした入学志願者調査書（以下「入学志願者調査書」という。）（様式－高２）
- ③ 学習の記録等通知書（様式－高３）
- ④ その他関係書類（受検票等）

イ 入学願書等の請求期間

- ① 期間 令和５年１月１日（水）～令和５年１月２２日（金）
但し、土曜日、日曜日、祝日、１月１４日を除く
- ② 時間 午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時まで

ウ 請求場所

川越たかしな分校

【住所】川越市大字砂新田２５６４番地（県立川越初雁高等学校内 １階）

(2) 事前相談について

入学志願者は出願手続の前に、事前相談を必ず受けてください。

事前相談は、下記期日までに必ず済ませてください。事前相談を受ける際は、事前に川越たかしな分校まで連絡の上、生徒・保護者で来校してください。

- ①期日 令和５年１月１日（水）～令和５年１月２２日（金）
- ②時間 午前９時～午後０時４５分まで及び午後１時３０分～午後３時２０分まで
- ③場所 川越たかしな分校

(3) 入学願書等の提出期間等

ア 提出期間及び受付時間

- ① 提出期間 令和６年１月９日（火）及び１月１０日（水）
- ② 受付時間
１月 ９日（火） 午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時３０分まで
１月 １０日（水） 午前９時から正午まで

イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、川越たかしな分校へ直接提出してください。

※ 提出書類の確認等受付業務を円滑に行うため、受検生と保護者等は、一緒に御来校ください。

(4) 出願に必要な書類

- ① 入学願書（様式－高１－２）
- ② 入学志願者調査書（様式－高２）
- ③ 受検票（必要事項をあらかじめ記入しておくこと）（様式－高４）
- ④ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は、知的障害である旨の医師の診断書の写し）

- (5) 受検票の交付
入学願書の受付時に、その場で受検票（様式－高4）を交付します。
- (6) 入学選考手数料
無料とします。

7 併願

県立特別支援学校さいたま桜高等学園、県立特別支援学校羽生ふじ高等学園、県立入間わか
くさ高等特別支援学校（職業学科）（以下「高等部職業学科」という。）並びに県立大宮北特別
支援学校さいたま西分校、県立草加かがやき特別支援学校草加分校、県立越谷西特別支援学校
松伏分校、県立上尾特別支援学校上尾南分校、県立騎西特別支援学校北本分校、県立春日部特
別支援学校宮代分校、県立川口特別支援学校鳩ヶ谷分校、県立狭山特別支援学校狭山青陵分校、
県立久喜特別支援学校白岡分校、県立三郷特別支援学校三郷北分校、県立上尾かしの木特別支
援学校大宮商業分校、県立所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校（以下「他の高等部分校」
という。）へ、同時に「入学願書」を提出することはできません。

8 志願先変更

- (1) 入学志願者は、次の期間内において1回に限り、高等部職業学科及び他の高等部分校に
志願先を変更することができます。

| | |
|--------|---|
| ① 変更期間 | 令和6年1月11日（木）及び1月12日（金） |
| ② 受付時間 | 1月11日（木） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 1月12日（金） 午前9時から正午まで |

- (2) 志願状況等の情報提供
埼玉県教育委員会特別支援教育課ホームページ等において入学志願者数、入学志願確
定者数、学力検査受検状況等を情報提供します。
（特別支援教育課の県立特別支援学校入学選考URL
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/nyuusen.html>）

- (3) 志願先変更手続
志願先変更を希望する者は、中学校長及び特別支援学校長並びに義務教育学校長及び
中等教育学校長（以下「中学校長等」という。）を経て、「志願先変更願」（様式－高5）
及び受検票を川越たかしな分校（県立川越特別支援学校長宛て）に提出し、「志願先変更
証明書」（様式－高6）の交付を受けた後、新たに出願手続を行ってください。

9 志願取消し

志願取消しを希望する者は、中学校長等を経て「志願取消届」（様式－高7）及び受検票を
速やかに川越たかしな分校（県立川越特別支援学校長宛て）に提出してください。

10 入学選考日、選考場所及び選考方法

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

| | |
|---------------------------|-----------|
| 令和6年1月17日(水)及び18日(木)(2日間) | |
| 1月17日(水) | 午前8時45分集合 |
| 1月18日(木) | 午前8時45分集合 |

イ 選考場所

川越たかしな分校

(2) 選考方法

求める生徒像を踏まえ、学力検査(国語・数学各40分)、運動能力検査(60分)、作業能力検査(一人につき10分～15分程度)、面接(一人につき10分～15分程度)、中学校長等の作成した調査書に基づいて総合的に選考を行います。

(3) 注意事項

ア 時間に遅れないように集合してください。

イ 急病その他やむを得ない事情で、入学選考日に受検できない場合は、中学校長等を経て、川越たかしな分校に連絡を入れてください。その後速やかに、その事由を証明する書類(様式については特に定めません)を作成し、中学校長等を経て、当日までに川越たかしな分校(県立川越特別支援学校長宛て)に提出してください。ただし、「追検査受検願」(様式一高10)を提出した場合は不要です。

11 追検査

- (1) 急病その他やむを得ない事情により、検査及び面接をすべて欠席した入学志願者は令和6年1月23日(火)に実施する追検査を受検することができます。
- (2) 検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された入学志願者は令和6年1月23日(火)に実施する追検査を受検することができます。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の検査に限ります。
- (3) 中学校長等は、入学志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、入学志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに川越たかしな分校に連絡するとともに「追検査受検願」(様式一高10)を令和6年1月18日(木)正午までに川越たかしな分校(県立川越特別支援学校長宛)に提出してください。
- (4) 追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式一高11)を交付します。
- (5) 追検査の会場は、川越たかしな分校とします。

1.2 入学許可候補者の発表及び必要書類の交付

(1) 入学許可候補者の発表

- ① 日 時 令和6年1月26日（金）午前9時から正午まで
- ② 場 所 川越たかしな分校玄関前
- ③ 方 法 受検番号を掲示する。
※ 電話等による結果についての問い合わせには応じられません。

※ 同時に川越たかしな分校ホームページにも掲載します。

(2) 必要書類の交付

入学許可候補者は、川越たかしな分校にて受検票を提示し、正午までに必要書類を受け取ってください。

(3) 入学の辞退

入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合、保護者（未成年後見人）は、辞退理由を記した入学辞退届（様式一高9）を、中学校長等を経て、令和6年1月29日（月）正午までに川越たかしな分校（県立川越特別支援学校長宛）に提出してください。

なお、令和6年1月29日（月）正午以降においても、保護者の転勤等やむを得ない事由で辞退しようとする場合については、速やかに「入学辞退届」を提出してください。

(4) 入学許可候補者となった者で「入学辞退届」を提出しない者は、県公立高等学校及び他の県立特別支援学校に出願できません。

1.3 欠員補充等

入学許可候補者数が募集人員に満たない場合は、欠員補充を以下の日程で行います。

| | |
|------------------|---|
| 欠員補充に係る入学願書の交付 | 令和6年1月29日（月）午後2時公示以降から 午後4時30分まで |
| 欠員補充に係る入学願書の提出 | 令和6年1月29日（月）午後2時から午後4時 30分まで 1月30日（火）午前9時から正午まで |
| 欠員補充に係る入学選考日 | 令和6年1月31日（水） |
| 欠員補充に係る入学許可候補者発表 | 令和6年2月 1日（木） |

また、欠員補充実施校及び募集人員については、令和6年1月29日（月）午後2時に各教育事務所（支所を含む）に公示されます。また、公示の内容は埼玉県教育委員会特別支援教育課のホームページにも掲載されます。

14 その他

(1) 新入生の入学金、授業料は徴収しませんが、制服・体育着・教科書等の実費が別途必要となります。

(2) 問い合わせ先

埼玉県立川越特別支援学校川越たかしな分校
〒350-1137 川越市大字砂新田 2564 番地

TEL 049-238-8051

FAX 049-238-8052